

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.020

処 分 名	行政財産目的外使用許可
処 分 の 概 要	都市公園以外の公園、広場について、工作物その他の物件又は施設を設けるなど使用する場合には、市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産使用規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 133 号）第 2 条
審 査 基 準	<p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。 ・公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。 ・当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。 ・災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。 ・その他特別の理由があるとき。 <p>○また、以下の要件も参考として審査します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法第 7 条に該当するもの ・占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもの ・占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法施行令で定める技術基準に適合するもの <p>○使用にあたり、必要に応じて使用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

(使用の許可)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) その他特別の理由があるとき。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋